

水道局の窓口時間を延長します

～民間委託がスタート～

地方分権や少子・高齢化などによる社会構造の変化に対応すべく、三位一体の改革が進められています。そのような背景の中、「お客様のサービスの向上と経営の健全化・効率化」を目指し、菊池市水道事業の一部について、民間委託による運営に取り組むことになり、4月1日からスタートします。

なお、水道施設の維持管理や水質の管理、工事関係業務は引き続き水道局で運営していきます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

お客様のサービス向上では

- ①平日の窓口時間の延長
午前8時30分から午後7時まで営業します。
※月～金曜日、水道局のみ。
- ②土曜日の窓口開設
・午前8時30分から正午まで営業します。
※水道局のみ。
・祝日の場合も営業します。
※12月29日から1月3日までを除く。
- ③水道の使用開始などの電話受付
- ④身体の不自由な人や高齢者への集金業務
※詳細はご相談ください。

委託業務の範囲は

委託業務の範囲は、上水道（簡易水道含む）事業と下水道等料金に係る徴収業務の一部で、主な業務は次のとおりです。

- ①窓口業務 料金の収納や水道の使用開始・休止などの受付業務
- ②検針業務 水道メーターの毎月検針業務
- ③水道メーターの開・閉栓業務
- ④滞納整理業務 給水の執行停止や戸別訪問による滞納整理業務
- ⑤上記に係る電算処理・帳票作成業務など

受託業者 株式会社ジェネッツ

- （本社・東京都）
- 領収書の「領収印」「受託者による受領印」となります（水道局・現地収納分）
- 水道局からのお願い
 - 水道名義人が死亡などにより変更になった場合は、「変更届」が必要です。
 - 安心・便利な「口座振替」を利用されませんか。
- 問い合わせ先 菊池市水道局

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（投棄禁止）
第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

七城町を流れる鴨川では、2月に入り外来植物のブラジルチドメグサの除去が行われました。除去作業を始めると、ブラジルチドメグサに引っかけた...

不法投棄とは、決められた場所以外に廃棄物を捨てることを言います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、ごみの不法投棄が禁じられています。

不法投棄とは、決められた場所以外に廃棄物を捨てることを言います。

川が泣いています！



七城町を流れる鴨川

大量のごみが下流へ流れ出します。このごみは、チドメグサの除去と同時に回収されました。下流には、市民の憩いの場であり、子どもたちが身近に川と触れ合えることのできる鴨川河畔公園があります。例えば割れたガラスビンなどがあれば非常に危険です。

このようなことのないように、市民の皆さんの協力をお願いします。



鴨川河畔公園

- 不法投棄が及ぼす影響
 - 美観の低下
 - 河川や海の汚染
 - 環境汚染による生態系への悪影響
 - 腐敗による悪臭、蚊・蚊などの発生
 - 他の不法投棄の誘発
 - 河川の不法投棄は許されることではありません。特に「浮遊ごみ」は流下し菊池市民ばかりでなく、下流域の市町村にも迷惑をかけてしまうこととなります。
 - 菊池市には多くの河川や水路が市内を流れており、また、菊池川の最上流域です。
 - 市民の皆さん、上流域に住む者の務めとして、**不法投棄は絶対に許されません。**
- 罰則
- 行為者に対して
 - 5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はこの併科
 - 法人や個人の事業に関し不法投棄を行った場合
 - 法人に対しては1億円以下の罰金
 - 個人に対しては1千万円以下の罰金
 - 不法投棄を行おうと着手した時点でも、不法行為を行ったときと同じ罰則が適用されます。
- 問い合わせ先 環境課環境政策係

旭志の寺子屋・私塾

寺子屋は、江戸時代の初等教育機関で、一般に「読み・書き・そろばん」と言われています。旭志の寺子屋・私塾（下表）の「読書」「習字」「算術」にあたります。姫井の渡辺元隣・同春恒（寿碩か）は、「手習いの師匠として教導よろしき者」（『町在』）と表彰されています。明治五（一八七二）年の「学制発布」後、小学校の普及にもない、寺子屋・私塾は閉業しますが、旭志ではその後も続いています。

表以外にも、小原の法光寺住職柏原氏は、智順（彦兵衛）・恵讃・至誠・実明の四代にわたって、明治二十五（一八九二）年頃まで、農家の子弟に、農閑期には昼間、通常は夜間に、習字・読書・珠算を教えていました。まさに就学者を大切にした教育でした。他にも湯舟の工藤雲一平の東百蔵・二三の兄弟が夜学場を開いていました。

高柳の荒木勝次は、貧農の子弟のために私立「尚志堂」を開設、高永の漢方医山室全忠は、明治三十四（一九〇一）・五年頃まで、習字を教えました。妻越の赤峰達子・道子は、僻遠

所在地	身分	師匠	開業期間	寺子	学科
姫井	医者	渡辺元隣 同春恒	文政6(1823)年正月～明治6(1873)年4月	男15 女7	習字・読書
伊萩	士族	高浜権兵衛 同敏徳	天保年間(1830～1843)～明治7年3月	男20 女5	習字・読書
弁利		山口利英	嘉永3(1850)年～明治6年	男25 女10	算術・習字
伊萩	医者	渡辺省吾	安政元(1854)年～明治6年	男30 女15	読書・習字

寺子屋・私塾の手習本(松永栄一文書)



（文責）社会教育指導員 堤 克彦

の農村子女のために、裁縫・国語・算数を昼夜交代で教えるなど、女子教育のさきがけといえます。また旭志には、泗水村吉の後藤官平の「直整費」門人も少なくありませんでした。（『旭志村史』）

ふむとを知らう シリーズ②① 文教菊池の人々（江戸期の人物篇）

人権同和教育シリーズ③⑤

ハンセン病問題を学習して

七城中 加藤 光 (平成19年度卒)

今年、僕たち3年生はハンセン病について勉強した。1年生の頃にも一度勉強したが、今回はその時よりも深く勉強できた。ハンセン病は、患者にひどく被害を与えた。ある人は目が見えなくなったり、また、ある人は、障がいが残ったりと、ハンセン病は人々を苦しめた。しかし、ハンセン病患者を本当に苦しめたのは、ハンセン病の症状ばかりではないということを知った。患者を一番苦しめたのは、ハンセン病をよく知らない人々による差別だったのだ。ハンセン病は昔、多くの人々によって治らない病気であるとか、感染力の強い病気であるとか思われてきた。僕たちは1年生の時にハンセン病について正しい知識を学んだ。感染力はかぜよりも弱い。治療薬もある。しかし、間違った知識をもち差別してきた人々に、患者は苦しめられた。

僕たち3年生は、ハンセン病についての手記やビデオを総合的な学習の時間に見た。その中で一番心に残っているのは、病気で体や外見は変わっても、心は普通の人と変わらない」という言葉だ。ハンセン病で心は変わらないのに、外見だけで差別するのは本当におかしい。ハンセン病は人の心まで変えてしまふ病気だと思われ、人々に嫌われ自殺する人もいたと知った。病気で亡くなることはもとより、人々の差別によって亡くなった人は、それ以上にとってもつらかったであろう。

また、国の制定した「らい予防法」にも患者は苦しめられた。「らい予防法」とは、ハンセン病患者を強制的に隔離したりするなどのハンセン病対策の法律だ。厚い壁に囲まれたところに無理やり隔離され、家族や親戚とも引き離されるなど、今では想像できない。また、ハンセン病は子どもに移ると考えられていたため、子どもを産むことを許されなかった。子どもができて中絶しなければならぬなんてどんなにつらかったろうと思っ。

今、ハンセン病患者の中には、社会復帰をされている人がいる。それでも今なおハンセン病について嫌なイメージを持っている人がいるのが現実だ。数年前におきた黒川温泉での差別事件がそれを物語っている。そんな人たちに、僕たちが正しい知識を広め、ハンセン病患者の

人々がより社会に出やすくなるような環境をつくっていかねればならない。

まだ日本には、部落差別などのいろいろな差別が残っている。僕は1年生のときにハンセン病について勉強したのに、3年生になっても一度学習したとき、1年生で学習したことをすっかり忘れていた。それは、ハンセン病に対してあまり関心があったからだと思う。

色々な差別がいつまでもなくならないのは、こうした無関心によるものだと思う。たくさんの方がそれに関心をもち、差別がいけないことだと訴え続けていけば、もともとは社会全体がよくなるだろう。差別や偏見がなくなれば争いもなくなるし、平和な世界になると思う。そんな世界をつくっていくことが、僕たちの課題だと思う。

